



様式第4号(第6条関係)

平成 30 年 4 月 20 日

三芳町議会議長 抜井 尚男 様

三芳町議会議員 細谷 三男

政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費

金 60,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	15,720	宿泊費、交通費
研 修 費	31,656	研修費、交通費
会 議 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費	8,618	ICカード
合 計	55,994	

3 残 額 金 4,006 円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。
2 政務活動報告書を添付すること。
3 年度終了後30日以内に提出する。

様式第4号（細則第3条第1項第3号関係）

支 払 証 書

支 払 額 2,114 円

上記の金額を支払ったことを証します。

平成 30 年 4 月 20 日

三芳町議会議員

氏 名 細谷 三 男

支払内訳・内容	研修会参加のための電車賃
理 由	PASMO使用のため
債 権 者 名	各鉄道会社（別紙参照）

様式第4号

年月日	支払額	内容	目的
平成29年5月21日	165円	みずほ台 → 朝霞台	研修会参加
平成29年5月21日	388円	北朝霞 → 南越谷	研修会参加
平成29年5月21日	144円	新越谷 → 越谷	研修会参加
平成29年5月21日	144円	越谷 → 新越谷	研修会参加
平成29年5月21日	388円	南越谷 → 北朝霞	研修会参加
平成29年5月21日	165円	朝霞台 → みずほ台	研修会参加
平成29年7月28日	360円	みずほ台 → 池袋	研修会参加
平成29年7月28日	360円	池袋 → みずほ台	研修会参加
		→	
	2/14	→	

政 務 活 動 費 領 収 書・支 払 証 書 綴

領収書番号 /

研修参加費 10,000-

整理番号

19

領収書発行日

平成29年5月10日

領 収 書

細谷 三男 様

¥10,000※

但し、研修費として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー～地域における政策課題～

受講者氏名 : 細谷 三男

入金日 : 平成29年4月19日

入金方法 : 銀行振込

千葉市美浜区浜田1-1

公益財団法人 全国市町村研修財団

市町村職員中央研修所

分任出納役 石橋美秀

市町村議会議員特別セミナー参加 交通費

(単位:円)

日付	金額	支払い内容	理由	支払い先
5月10日	¥920	ETC高速料金 所沢～練馬	研修参加のため	
5月10日	¥1,500	ETC高速料金 大泉～三郷南	研修参加のため	
5月10日	¥500	ETC高速料金 船橋本線下～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥2,700	駐車料金	研修参加のため	
5月11日	¥2,600	ETC高速料金 京葉道接続～美女木下	研修参加のため	
5月11日	¥700	ETC高速料金 船橋本線上～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥860	ETC高速料金 美女木第二～大泉	研修参加のため	
5月11日	¥920	ETC高速料金 練馬～所沢	研修参加のため	
5月11日	¥1,518	燃料費	研修参加のため	
5月14日	¥1,667	燃料費	研修参加のため	
合計	¥13,885			

$$13,885円 \div 9人 = 1,542円(一人当たり)$$

菊地議員・山口議員・岩城議員・井田議員・小松議員・細谷議員・細田議員・安澤議員・本名議員の9人

様式第3号 (細則第3条第1項第2号関係)

政 務 活 動 費 領 収 書・支 払 証 書 綴

領収書番号 宿泊費 領収書番号 研修参加費

領収証

No.

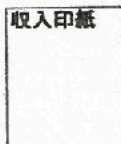
三芳町議会議員
細谷 三男 様

平成 29 年 7 月 28 日

金額 **¥15,000**

内
消費税等
現金

但 7月28日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました



〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合



領 収 書
RECEIPT

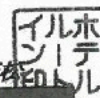
日付 17/07/07

2019

お名前
NAME 細谷 三男 様

金額
AMOUNT DUE ¥10,385

ホリカトイン会津若松



上記金額確かに領収致しました(消費税含む)
We have receipt your payment.

住所：福島県会津若松市平町1-5
TEL: 0242-29-2370
FAX: 0242-29-2391
URL: <http://www.horika-toin.co.jp>

※内容記載(領収書)
 中央石油販売(株)
 竹間SS
 入間郡三芳町竹間東3-8
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

Speedpass 様
 EMCCホウシエン 0216
 8500110739250702
 売上 コレカード法人
 シナジーレギュラー
 110100 ¥8134
 68.35L @119.0 L-5 N-13

小計 ¥8,134
 合計 ¥8,134
 本票No. 0180044
 支払方法 一括

事前-リ OK
 端末処理番号 15992
 ※本書保管上のお願い!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。
 ★ドリンク20円引き! ★
 今ならこのチケット本券1枚で一杯
 ドリンクどれでも20円引き!
 ☆給油レシートを店内へ平成29年
 ☆6月末日まで当店のみ有効 ★
 No.9504 担当:0001
 POS番号01

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 プレゼントチケット
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 併設のドトールコーヒーショップで
 本チケットを提示して、フードとド
 リンク合わせて500円以上買うと
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

限定グッズを プレゼント!

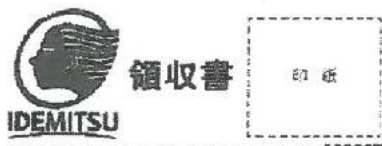


●本日ドトール店舗営業時間内のみ有効です。
 ●引き換えは、当店のみ有効です。
 ●商品がなくなり次第終了させていただきます。

中央石油販売(株)
 竹間SS
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

9名で按分

9名で按分



269907
 エステシティ中富
 有限会社大野石油
 埼玉県所沢市中富南2-15-3
 TEL 04-2943-0071

売上 2017年 7月 7日
 17:33
 上 様 手
 現金フリー 00-269907-90001-0001-9

出光ゼアス P-7(内)
 48.00L 0126.0 8048円

合計 6,048円
 (内、消費税等(8.00%) 448円)

約 1万円: 3,952円
 7千円: 952円

伝No: 10360 担当:0106

菊地議員、井田議員、細田議員
 細谷議員、抜井議員、山口議員
 内藤議員、岩城議員、小松議員
 9名で按分

支出	適用	金額	備考	その他
7月5日	お土産代	¥6,480	森田園	お茶2コ
7月6日	高速代	¥13,680	往路(2台分)	ETC利用
7月7日	高速代	¥13,680	復路(2台分)	ETC利用
7月7日	ガソリン代	¥14,182	2台分	8,134円、6,048円
	計	¥48,022	¥5,335	一人あたり
			(端数切り捨て)	

ETCマイレージサービス

»各種届出様式 »ご質問(Q&A)

»マイページ »ポイント明細 »還元額明細 »ポイント交換 »登録情報変更 »カード情報変更 »パスワード変更 »利用停止

還元額明細

抜井尚男 様

ログアウト

6ヶ月分の還元額の内訳が参照できます。
なお、還元額でのご利用は、ご走行の翌日夕刻以降に表示されます。

2017年10月31日 13時 現在

現在ご利用可能な還元額

0円分 [ポイント交換]

2017年07月分 前月<< >>翌月

[還元額明細表示内容の説明]

利用IC(自)	利用年月日 時分	利用IC(至)	区分	車種	(割引前料金) (ETC割引額) 通行料金	還元額 加算	還元額 利用	還元額 残高	備考
	17/06/30 23:40			繰越				5,000	
17/07/06 08:12 三芳スマート	17/07/06 11:29	利用	1	会津若松	6,840	-5,000	0		確定 (朝夕) (1,840円他支払)

さらに詳しい情報は、[総合詳細情報]をご覧ください。詳細情報は表示に時間がかかる場合がございます。

[ページのトップへ](#)

通信データは、SSLにより暗号化されております。

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

© Copyright 2005 East Nippon Expressway Company Limited
Central Nippon Expressway Company Limited
West Nippon Expressway Company Limited
Hanshin Expressway Company Limited
Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited All Rights Reserved.

ご利用代金明細書

4 / 7 ページ

抜井 尚男 様

全員按分

明細書作成日
2017年7月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
7月7日		
7月7日		
7月7日		6,840

ETC 東日本高速道路 関東支社
ETC NO :
入口IC : 会津若松 : 磐越自動車道
出口IC : 三芳スマート : 関越自動車道

4 平成29年度 研修の概要

(1) 政策篇 (対象者：市町村長、副市町村長、市町村議会議員、監査委員、部長級職の管理職)

※日数には入寮日を含みます。
入寮時間は受講決定通知書でご確認ください。

研修科目	研修の目標及び内容(注1:P.24)	回数	定員	研修期間	日数	申込期限(区分)	科目要項上の留意事項
市町村アカデミー開設30周年記念特別講演会～人口減少時代の政策課題～	人口減少の時代を迎え、これからの社会経済の動向や基礎自治体を目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の政策課題に関する幅広いテーマの講演をお聞きいただきます。	1	200	10月31日～11月1日	2	第6回	対象：市町村長、副市町村長、市町村議会議員 [特別セミナー及び特別講座参加申込書]でお申し込みください。市町村議会議員は、議会事務局を通じてお申し込みください。先着順で申込みが定員に達した場合は、期限内に募集を締め切る場合があります。
市町村長特別セミナー～自治体経営の課題～ (研修特等と共催)	市町村の行政運営をめぐる重要課題と対応方策、わが国の政治や経済、社会の動向と自治体経営のあり方などについての講演をお聞きいただきます。	2	80 80	①4月24日～4月25日 ②H30年1月10日～1月11日	2	①第1回 ②第8回	対象：市町村長、副市町村長 [特別セミナー及び特別講座参加申込書]でお申し込みください。
市町村長特別セミナー～持続性ある地域づくりに向けて～	市町村が地域の特性を生かし、将来にわたって活力ある地球社会を維持していくために必要な、少子高齢化・人口減少への対応、地域資源の活用、地域経済の振興などの課題を取り上げ、持続性ある地域づくりをテーマとした講演をお聞きいただきます。	1	80	7月10日～7月11日	2	第3回	同上
市町村長特別セミナー～地域防犯力の強化に向けて～	これまでの大災害の教訓を踏まえ、危機管理のあり方、都市計画を含めた防災・減災への取り組みなどの講演をお聞きいただきます。	1	80	8月8日～8月9日	2	第4回	同上
市町村議会議員特別セミナー～地域における政策課題～	市町村の行政をめぐる重要課題と議会をとりまく課題と対応の方向、社会構造の変化を背景としたわが国の政治・経済の動向等についての講演をお聞きいただきます。	2	120 120	①5月10日～5月11日 ②H30年1月15日～1月16日	2	①第2回 ②第8回	議会事務局を通じて「特別セミナー及び特別講座参加申込書」でお申し込みください。先着順で申込みが定員に達した場合は、期限内に募集を締め切る場合があります。
市町村議会議員特別セミナー～地域防犯力の強化に向けて～	地域の防災・減災への取り組み、危機管理のあり方、災害発生時の議会及び議員の役割等について、講演をお聞きいただきます。	1	120	10月23日～10月24日	2	第5回	同上
市町村議会議員特別講座(政策の企画立案)	市町村が直面する様々な課題に对应する政策形成のポイントなどに関する講義と演習により、市町村議会議員として政策を企画立案するために必要な実践的な能力の向上を図ります。	1	50	7月31日～8月2日	3	第3回	原則1団体5名以内でお申し込みします。
監査委員特別セミナー	市町村の財務・債務のチェック機能である監査委員を対象に、市町村の行政運営をめぐる重要課題や監査機能の充実による地方自治体の新たな力・パナンスのあり方などについての講演をお聞きいただきます。	1	100	5月15日～5月16日	2	第2回	監査(委員)事務局を通じて「特別セミナー及び特別講座参加申込書」でお申し込みください。
監査委員特別講座	自治体監査をとりまく課題に関する講義と演習を通じて見識を深め、専門性の向上を図ります。	1	30	11月20日～11月22日	3	第7回	同上
管理職特別セミナー～自治体経営の課題～(市町村長特別セミナーに参加)	市町村の行政運営をめぐる重要課題と対応方策、わが国の政治や経済、社会の動向と自治体経営のあり方などについて学んでいただきます。	2	30 30	①4月24日～4月26日 ②H30年1月10日～1月12日	3	①第1回 ②第8回	対象：部長級職 [研修受講申込書(様式1)]でお申し込みください。
管理職特別セミナー～持続性ある地域づくりに向けて～(市町村長特別セミナーに参加)	市町村が地域の特性を生かし、将来にわたって活力ある地球社会を維持していくために必要な、少子高齢化・人口減少への対応、地域資源の活用、地域経済の振興などの課題を取り上げ、持続性ある地域づくりについて学んでいただきます。	1	30	7月10日～7月12日	3	第3回	同上
管理職特別セミナー～地域防犯力の強化に向けて～(市町村長特別セミナーに参加)	これまでの大災害の教訓を踏まえ、危機管理のあり方、都市計画を含めた防災・減災への取り組みなどについて学んでいただきます。	1	30	8月8日～8月10日	3	第4回	同上
リーダーシップ(変革時代の政策課題への対応)	リーダーシップのあり方、多様な主体との連携の中で課題を解決するソーシャルマネジメント、多様な人材を組織で活かすダイバーシティマネジメントに関する講義及び演習により、変革時代の時代に求められるリーダーシップの向上を図ります。	1	60	7月31日～8月3日	4	第3回	管理職対象の夜間講座です。
組織マネジメント	市町村行政における地域課題、自治体経営のあり方、公務員制度改革の動向、人材の育成等に関する講義により、組織マネジメント能力の向上を図ります。	1	60	11月20日～11月22日	3	第7回	同上

適正な議員定数・議員報酬を 考える in 東京・京都



講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

7/28(金) 10:00~12:30 東京

8/7(月) 10:00~12:30 京都

適正な議員報酬を考える

1. 議員報酬の意義と法律の改正経緯
 - (1) 議員報酬の意義
 - (2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法までの変遷
 - (3) 諸外国と日本の地方議会の権限の差異
 - (4) H20年における地方自治法改正の趣旨
2. 議員報酬の現状と住民の捉え方
 - (1) 議員報酬の現状
 - (2) 議員の年齢構成・男女比率・競争率
 - (3) 議員報酬に対するアンケート調査結果
3. 議員報酬に対する取り組み事例
 - (1) 議員報酬に対する各議会での取り組み事例
 - (2) 欠席・懲罰議員等に対する減額支給の是非
 - (3) 所管委員会の判断
4. 議員報酬算定の7つの基準

7/28(金) 14:00~17:00 東京

8/7(月) 14:00~17:00 京都

適正な議員定数を考える

1. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷
 - (1) 意義と議員定数の最大及び最小の考え方
 - (2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法までの規定の変遷
 - (3) H11年及びH23年における地方自治法改正理由
2. 議員定数にあたっての留意点
 - (1) 人口比例方式が採用されてきた理由
 - (2) 議員定数条例の提案権者
 - (3) 各地方公共団体における議員定数をめぐる事例
 - (4) 議員定数を考えるにあたっての要件
 - (5) 議会事務局の補佐状況
3. 議員定数に対する住民の捉え方と議員定数状況
 - (1) 議員定数に対するアンケート結果
 - (2) 議員定数の状況 (3) 議員の構成状況
4. 定数減少にかかる問題点と委員会審査
 - (1) 議会費との関係 (2) 監視機能への影響
 - (3) 意見反映への影響 (4) 所管委員会の判断
5. 議員定数算定方式
 - (1) 6つの基準に基づく定数算定方式
 - (2) 選挙区と1票の格差

平成30年4月19日

三芳町議会議長 抜井尚男様

三芳町議会議員

氏名 細谷三男

政務調査報告書

三芳町議会政務調査費交付条例第6条の規定により、下記により平成29年度政務調査報告書を提出します。

記

1 調査事項	議会改革の取組みについて
2 調査場所	福島県会津若松市、福島県会津美里町
3 調査日	平成29年7月6日(木)～平成29年7月7日(金)
4 参加者	二芳みらい(菊地浩二、細田三恵、井田和宏、細谷三男、山口正史、抜井尚男) 公明党議員団(内藤美佐子、岩城桂子、小松伸介)
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	○会津若松市 政策形成サイクル、政策討論会、意見交換会等を調査・・・本町の政策提言を進める上で参考となった。 ○会津美里町 通年議会、町民協同会議、分野別意見交換会、議会広報モニター制度等を調査・・・通年議会等、本町での取組みに対し参考となった。 (添付資料参照)

議会からの政策形成

～議会基本条例で実現する市民参加型政策形成サイクル～

	ページ
I 会津若松市議会基本条例の制定プロセス……………	1
II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要……………	6
III 政策形成サイクル（総論）……………	15
IV 政策形成サイクル（各論）……………	23
V 議決責任と議員間討議……………	37
VI 政策形成サイクル活用の具体的実践例……………	41
VII その他議会改革の取り組み……………	61
（参考）平成 16 年度以降の主な議会改革の動き……………	66



会津傳

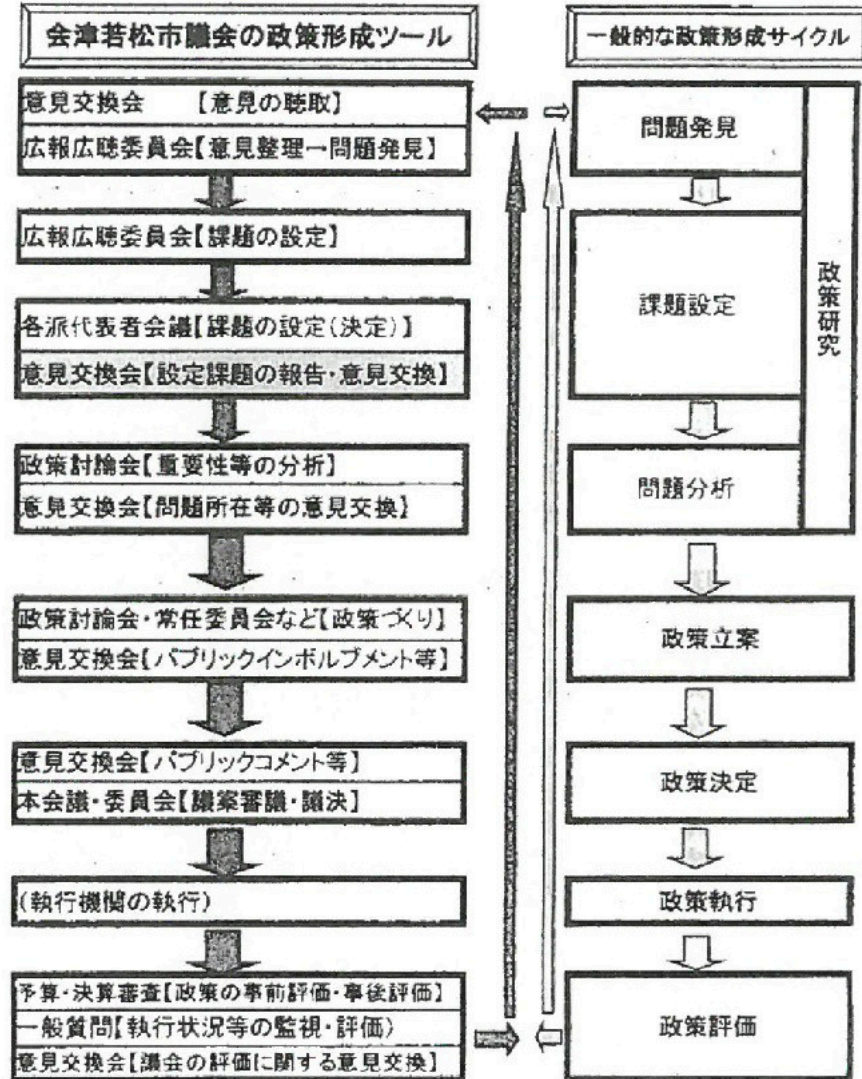
若松つつん

III 政策形成サイクル（総論）

1 政策形成サイクルの基本フレーム

政策形成サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで頂戴した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から帰納法的に課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表4）

図表4 政策形成サイクルにおける主要ツールの位置付け



2 政策形成サイクルの段階別概要

(1) 政策研究

◎ 問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析

- 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
- 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
- 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
- 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

(2) 政策立案・政策決定・政策評価

◎ (1)の政策研究を行った上で、政策討論会などを通して、調査研究（インプット）を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、立案・決定（アウトプット）に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による地域振興と市民福祉向上への成果（アウトカム）を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。いただいた意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動というための必要条件となる。

3 意見整理から問題発見、課題設定までの具体例

(1) 問題発見を行うための市民意見の整理

・ 政策サイクルの問題発見の前提として行う。

※ 問題発見 = 現在の状態と実現したい姿とのギャップの把握と定義

・ 問題発見ができるよう、中分類～大分類に分類

・ 課題設定につなげることを視野に入れ、分類した意見を分析し、問題発見に取り組む。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義

イ 議会として課題を設定することの重要性

(会津若松市議会としての認識)

・ 課題設定が済めば、その後のサイクルが機能する。

・ 議員個々の課題設定との調和

ウ 課題設定の基本視点

市民ニーズに照らしての重要性だけでなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。

・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。

・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。

→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

エ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、図表5（p17）のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）に振り分けている。

○会津美里町議会通年議会実施要綱

平成27年12月14日

議会告示第5号

(総則)

第1条 会津美里町議会(以下「議会」という。)は、会津美里町議会基本条例(平成24年会津美里町条例第24号)の理念のもとに未来を見据えた議会の取り組みとして、議会としての監視機能の充実強化を図り、議会が主導的又は機能的に対応するための通年議会を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず議員の任期満了の年における会期は、1月から10月及び11月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本会議)

第3条 本会議は3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議会等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会〇月会議」とする。ただし、同一の月に2回以上本会議を再開するときは、月の前に回数を加え、「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会第〇回〇月会議」とする。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、本会議を再開する月ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

(一時不再議)

第8条 会津美里町議会会議規則(平成17年11月28日議会規則第1号)第15条に規定する「一時不再議」は、再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査が必要な場合はこの限りでない。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開するごとに調製するものとする。

会津美里町議会議員間・委員間討議に関する実施要領

平成 24 年 10 月 1 日施行

平成 25 年 8 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津美里町議会基本条例（平成 24 年会津美里町条例第 24 号）第 9 条に基づく議員間討議の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(本会議)

第 2 条 各議員は、開会初日までに、各議案及び一般会計補正予算の課題・論点を議長に提出する。

2 議長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。

3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を抽出論点一覧表にて議長に報告する。

4 常任委員長は、委員会に付託された各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に議長に審議結果一覧表にて報告する。

5 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の抽出論点一覧表を配布し、議員の確認を得る。

6 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の質疑が終了し、町長等の退席後、全議案について議員間討議を行う。なお、常任委員会に付託された議案については、審議結果一覧表に基づき議員間討議を行う。

7 議長は、各議案について論点・争点を整理し、全議員の確認を得る。

8 議長は、議員間討議終了後、散会を宣告する。

(常任委員会)

第 3 条 委員長は、開会初日に、委員会事前打ち合わせを行い、各委員が持ち寄った付託された各議案の課題・論点について、意見交換を行って、論点の抽出及び争点の予測を行う。

2 各委員は、総括質疑後に論点の追加があれば委員長に報告する。

3 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、各議案について質疑を行う。

4 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、抽出論点一覧表等の審議結果に基づき、各議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。

5 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下討論・採決を行う。

6 委員長は、各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に審議結果一覧表にて議長に提出する。

(予算・決算特別委員会)

第 4 条 各委員は、開会初日に、一般会計予算又は一般会計決算（以下「議案」という。）の課題・論点を委員長に提出する。

2 委員長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。

3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を開会前日までに委員長に抽出論点一覧表にて報告する。

4 委員長は、開会后、直ちに抽出論点一覧表を配布し、委員の確認を得る。

5 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、議案について質疑を行う。

6 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。

7 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下、討論・採決を行う。

8 委員長は、審議結果一覧表を最終日前日までに議長に提出する。

附 則

地区別意見交換会の流れ

